ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第47号　2016/10/4

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】賭博再考／投稿：賭博は背徳の利権だ／コラム：ギャンブルの日／サン写真新聞からみたギャンブルエピソード（1946～1955）／コラム：江戸時代・博奕打ちの出現、賭博用語由来の言葉／ケーススタディ：ギャンブルと生活保護～誰が、何が悪いのか？／賭博古川柳で考える江戸時代／コラム：富くじの歴史／あなたのギャンブルオンブズ度／コラム：ギャンブルと犯罪類型、「先祖株組合」で博奕依存をなくす、トランプのスペード・クラブ・ダイヤ・ハート、宝くじの歌、三笠附、マカオからみたカジノ日本導入と負の影響、清少納言と丁反／書籍紹介／ギャンブル依存嘆歌／NEWSピックup／事務局だより

賭 博 再 考

１．これまで賭博の本質や改善策について何度も書いてきた（註：’12.2.15公認ギャンブルの弊害をなくすために、’12.9.1会報4号：賭博の歴史学・社会学・倫理学、’13.1.25会報8号：賭博の見方・考え方、’13.9.19賭博とは何か－ギャンブルの本質、’14.2.3会報20号：ギャンブル依存症をつくる国の‶罪〟、賭博と哲学「遊びと賭博」、投資と投機と賭博、’14.4.22会報23号：ギャンブルの「哲学」、’14.9.26ギャンブル被害は消費者被害、’15.1.1会報31号：ギャンブルの本質は「詐欺」、’15.2.15会報32号：ギャンブル問題と今後、’15.4.16会報34号：ギャンブルは教育理念に反します、’15.12.22会報40号：ギャンブルとギャンブル依存にかかる真実の言葉、賭博と道徳　など）。

賭博、特にパチンコを含む「公認賭博」が、現代社会に生んでいる巨大弊害を無視ないし過小評価してきたからである。

２．賭博は、人が偶然の結果で幸いにモノを得ることに快感を得られることに根ざす。また、賭けは人間の遊びにも由来しているから、全くなくなることはないともいえる。

　　日本の賭け事に関して、古事記の応神天皇の「秋山の下氷壮夫と春山の霞壮夫」の項に「うれづく」が出てくる。中国由来の「博戯」や「博奕」の語句が渡来するよりも古い時代の賭けをさす表現である。また、文字を持たない時代にも骨で作った骰、サイが発掘されている。

　　賭博は、人類普遍の「行為」であり、禁止してもなくならない。だから、社会がそれをどうコントロールするのかという問題となる。これには一律に法で禁止などできないという原則賭博自由論者も多い。ただ、自由論者は賭博の害についての評価が甘い一方、国家規制を嫌う傾向が強い。そして、その規制は明らかな暴力や詐欺の抑制レベルでなければすべきでないという。

　　これに対し、人は人を食べず、人間は相互に助け合って共存すべきであり、人を殺傷したり財睦を盗んだり社会秩序を乱すものは犯罪として法で規制し、そして暴利を貪ったり人の射幸心を利用して人の財物を奪う賭博は禁ずべきとの倫理と法理が強い。

　　伝統的に賭博は一時の娯楽の賭物を除いて禁じられてきた。この立場は近代的な自由人権主義国家の下でも強く、刑法で賭博罪を罰する国がほとんどである。結局、賭博について全くの自由論はない。主体、時、場所、機会、ルール、賭物などの規制は、その国の国家政策によってその程度が異なっているというだけである。これは、21世紀現代でも国の宗教や国家統治策の差から、薬物と性売買の規制の程度に差があるのに似ている。

３．ここで世界の賭博（ギャンブル）の許容度をみておこう。

　　伝統的に国家統治主義の下では国民に勤労を求め、賭博には厳しかった。欧州に生まれた小国家（都市）は、外国観光客や貴族を対象とした遊興を重視して観光地ホテルにカジノを自由化していたが、これは例外だった。

　　19世紀以降の自由資本主義国家も、20世紀前半までは例外的に貴族や富裕層向けのカジノやギャンブルを認めていたが、金を持たない大衆は競馬やカジノから排除していた（今もその傾向はある）。

　　20世紀にカジノを発達させたラスベガスは、アメリカのネバダ州という砂漠の町で、建設労働者の遊び場所として始まり、次第にアメリカ全土、そして外国からの観光娯楽客をも集める巨大カジノシティへと変わっていったものだった。

　　1980年以降のマカオやシンガポールのギャンブル産業は、中国人富裕層を集客の中心としている。

　　欧州では競馬その他の賭けレース競技とくじ（ロト）やトトカルチョも一定普及していた。前者はどちらかというと貴族や金持ちが中心で、後者は大衆向けだった。

　　これらの賭博について、公営や公管理にせよギャンブルゲームの事前のルールと事後の結果の説明責任が厳しく求められるのであった。そして、ギャンブル依存に対する施策も、欧米では早くから少しずつではあるが取られていた。

　　ところが日本は、戦後の競馬・競輪・競艇等の公営競技についても、事実上公認化している脱法ギャンブルのパチンコに対しても、ギャンブル依存の弊害除去という点では無策だった。

　　日本のギャンブルは一時年間40兆円の売上までになった。日本では、公認くじを成人の2分の1が経験し、パチスロは成人の4分の1が経験する賭博大国である。カジノはないので、カジノで遊ぶ金のある日本人ギャンブラーは外国のカジノに行く。日本の公認ギャンブルは、ほとんどが大衆向けであった。日本のミニカジノとでもいうべきパチスロ店は日本全国で1万店以上に及び、その売上は年間25兆円、世界のどの国よりも高いギャンブル売上額である。

４．では、賭博のコントロール・規制をどうするか。

　　かつては、個人の財産は自由処分とする自由論に対し、賭博は勤労精神を害し、他人の財産を奪うような行為は抑制すべしとする規制論の対立があった。

　　自由論者は基本的に賭博であれ「遊び」は自由で、財産をどう使うかは個人の自由だとする。そこには自己の存在（生）や未来が真に自由であるべきで、自らが努力して得た財産について国家や社会から干渉されたくないという「哲学」がある。賭博禁止の理由とされる射幸心への国家による支配介入は、その建前からして矛盾しているともいう。ただ、ジョン・ロック以降の近代資本主義において所有物とは、自分の能動的な努力で獲得したものを正当な所有物という。しかし、厳密にいうと、自己の身体や能力が自己の努力によるものでない場合が多い。勤労による生産物や利益は正当なものというが、自然からの所与や富もある。親の相続もある。そして、既存の富が富を生み、「あぶく銭」も生んでいる。よって、現に個人が持っているものを全て自由にしてよいかは疑わしい。

さて、現代国家は投資どころか投機を認めているし、ギャンブルに他ならぬ相場取引を政府自らやるまでに至っている。この国家社会の得手勝手な現状への批判は、厳しく正しい指摘である。いわば、市民の賭博は禁ずるが、企業や金持ちにはもっとスケールの大きい‶賭け〟を認めるのは、非道徳ないし不公平というのである。これは、現代の資本主義国家はもとより、社会主義をいう国家の下で投機や賭博を許容する論理も同じである。

国や地方自治体が賭博を開帳し、富くじを発売している下では、自ら刑法に反する行為を公認し推進する非はおおい難い。

伝統的な賭博規制論は、最高裁の昭和25年11月22日の大法廷判決にある。判決は、賭博行為について、①「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風を害するばかりでなく」、②「甚だしきは暴行、強迫、殺傷、強盗その他の副次的犯罪を誘発し」、③「又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」、④「これらの行為は…（中略）…新憲法にいわゆる公共の福祉に反するものといわなければならない」という。もちろん、賭博罪の各条は、憲法13条その他の条項に反しないともいう。

これら最高裁は、戦前の醇風美俗思想を受け継いでいるが、刑法186条以下の法旨を示している。ただ、この①～④の説明には、賭博が実は他人の財産を賭けの名の下に奪うことを抑制すべきではないかという点を見落としている。賭博といっても一時娯楽を目的とする互換的な賭博は、処罰の対象外である。賭博開帳、常習とばく、富くじの発売、図利といった犯罪には、人の射幸心を利用した一方的な財産の収奪であることや、賭博にはその主催側による客への「詐欺」収奪が深く結び付いている。この収奪することを正しく認識する必要がある。他人の財産を奪うことは、例えその取引（賭博）に客が応じても、今日でいう消費者被害であり、大衆弱者への権利侵害である。昭和25年当時ではこの消費者被害という考えは最高裁にもなかった。今では消費者の権利を正面から認めることが、憲法上の幸福追求や自由の権利からも積極的に認められている。賭博が公共の福祉に反するとする意味内容には、それも内包されていなければならない。

５．賭博開帳や富くじ発売、それに類する脱法ギャンブルのパチンコ・パチスロは、今や数百万人（厚生労働省委託調査の推計によれば536万人とも）のギャンブル依存を生んでいる。

　　このため、自由論者の正統派陣からも、①余欲をもってギャンブルを楽しめる状況にあること、②宣伝や表示等によって誤解を与えるものでないこと、③さらにいわゆる「のめり込み」や病的ないし依存的障害のある者を参加させないこと等の条件を積極的に展開し、その抑制システムとコントロールがなされ、政府または公正な第三者機関でチェック是正できるものであることを求めるようになっている。

　　また、パチンコ、宝くじ、公営競技のギャンブル依存の生産・拡大に対し、むしろ新しいカジノを導入し、そこで初めて秩序あるルール化したギャンブルが可能となるというカジノ導入論者もいる。

ギャンブル規制必要論は、今やコントロールが必要という自由論とは必ずしも全面対立していないといえる。

　　さて、現実の賭博対応や施策となると極めて難しい問題である。規制論にも現状のギャンブルへの規制をどうするかについて様々な見解が分かれる。現行の公認賭博を廃止、パチスロの換金（脱法換金）の全面禁止論から現行規制で十分という立場まで、著しい差がある。

　　ＩＲカジノの導入活動と新しいパチンコ立法による規制論は、これによる財政収入を図ろうという政治勢力と、30～40兆円の経済市場、企業利益を獲得しようという者のドロドロとした利権領域にある。

　　消費税のように本来は筋道を立てやすい問題でも、矛盾や利害対立から法制化の遅れと変節、変転が絶えない。まして、戦後70年近く続く公認賭博の世界は、いわば朽ちかけた大木にツタが生え、苔むしている利権の世界である。客には自由な賭けと言うも、賭博で利益を得る者達は負の結果に自己責任を負わず、他者にその責任を求める。およそ責任転嫁が多いのが、この公認賭博業界である。公営競技の廃止では関係人の補償要求も絶えない。

規制強化の実務家は、政治、行政、学者であろうと「汚い」ともいえる「攻撃」を覚悟しなければならない。その攻撃には、賭博から間接的に迂回的に寄付金を得てきた福祉部門や、これらの部門で働く労働界からの圧力と陳情もある。その「攻撃」「要求」こそが、公認賭博への対応を遅らせてきたのであった。

６．現在衆院上程中のＩＲ法案では、もちろんこの数百万人のギャンブル依存の病をなくす策はない。ギャンブル依存を含む弊害をなくすには、現在の公営・公認賭博全体について根本的な見直しが必要である。

以下、必要なものは第１に、パチンコ・パチスロは三店方式であっても換金は脱法ギャンブル、脱法のミニカジノとして止めさせること。換金は現風適法に反する。パチンコ・パチスロは全てゲーム娯楽産業に移行させる。そして、公認賭博に流れる人々にも正しいリードが必要であろう。

第２に、現在の公営競技や富くじは、戦後の一時的な目的によるものであり、一度は止めて再考するべきである。その上で、国民の正当な要求・需要を持っているなら、健全な娯楽の範囲にとどめるべきで、間違ってもギャンブル依存者を生んではならない。公営競技として成り立ちうるものにしても、①主催者・販売者の厳正な資格、②事業条件、③賭け金と配当における射幸性等の限定が必要である。そして、（1）客の年齢、（2）資格、（3）経済状況を限定し、（4）金の使用状況、（5）客の収益の公正納税（源泉徴収）を法定すべきである。

現在のような宝くじ・totoの50％を超える控除率による収奪はあまりにも不当である。投票券やくじ券の販売は一人１枚を原則にすれば足りよう。その限度額は１回1000円で十分であろう。そして、健全な娯楽なら全てのギャンブルを通して一人1ヶ月あたり1万円を限度とすべきであろう。

このような改革は、既存のやり方での公営競技を収益事業としては成り立たなくさせるかもしれない。しかし、競馬、競輪、競艇、オートレースが健全なスポーツゲームに付随する「遊び」でないなら、それでも保護して存続させねばならないだろうか。小動物や虫を使った賭けはスポーツではない。賭けではなくスポーツとして自立しているゲームは多くあり、特別に4種を保護する理由はない。公営競技を始めた軍馬の育成も、自転車や二輪自動車やモーターボートの産業育成も、他の産業育成と比べて特別に賭博開帳収益を提供して存続させる意義はないのである。スポーツとしてそれ自体のゲームが成り立つのでなく、賭博を絡ませて存立させることはむしろノミ行為を含む不正賭博を存続させることになる。

投稿　　　　　　　　　　　賭博は背徳の利権だ

　作家で詩人の池澤夏樹氏は「いつの世にも利権は倫理より強い」という。これは実態の認識であり、氏はこれが正しいと言っているのではない。ギャンブルの世界は倫理などほとんど無視した利権の世界だ。ギャンブルは人の遊び心や射幸心に由来するとしても、倫理が制御し、それに社会的規律が加わってコントロールされるべきだ。

　アウトローのギャンブル・賭博世界もあったが、伝統的に支配政治権力は利権を商業として認めなかった。ギャンブルが利権となったのは「小王国」や植民地主義下でのカジノであった。また、アメリカでは他に産業のない砂漠のネバダ州の特権産業であった。そして、カジノは20世紀マフィアとの戦いを経て、観光重視へと移行する。

　アメリカでは「インディアンカジノ」「ＩＲ（統合型リゾート）カジノ」が生まれた。ＩＲカジノは、東洋のマカオやシンガポール、オセアニアのオーストラリアなどで成功すると、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオスにまでカジノ企業が進出し成長していった。

　こうして20世紀から21世紀のカジノについて見てみると、倫理など軽視されてギャンブルが世界中に広がっていることがわかる。もとより19世紀から競馬やドッグレース、闘牛、闘犬、闘鶏などはあったが、本格的な企業投資は少ないもので産業の一分野とはとても言えないものだった。宝くじ（LOTO）等の事業も、政府が例外的に許容し、支配下で行うものだった。

　この点、日本は戦後、パチンコ（スロット）事業を風俗営業の名の下に許し、これを警察が脱法的賭博として認めている現状がある。パチスロ業を自己の利権の世界に置くためである。

　もし、利権、企業利権、官利権、政治家利権を認めず、倫理の世界に置けば、今の企業ギャンブルは存在しえないだろう。家庭内や一時娯楽の賭けは残るも、ギャンブル産業は犯罪であり、存在できない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（A）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　　　　　ギャンブルの日

　9月2日は宝くじの日、10月10日はtotoの日、いずれも語呂合わせです（会報17号（2013.11.1）6頁記事「ギャンブルの日」で紹介）。今回、この他にギャンブル系の記念日を調査してみました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 5月4日 | 競艇の日 | 下関競艇場のみ制定。競艇のイメージアップとファン拡大を目指したというも、実は創始者笹川良一氏の誕生日。 |
| 8月1日 | 麻雀の日 | パイ（8・1）由来で制定。第3水曜日もマージャンの日とされる。 |
| 9月16日 | 競馬の日 | 日本中央競馬会発足の日。 |
| 秋分の日（9月22日など） | 愛馬の日 | ＪＲＡ主催で馬事公苑において開かれる一般市民が馬と親しむイベント日。 |
| 11月14日 | パチンコの日 | 1966年同日の日本遊技業協同組合発足を記念して制定。 |

公営競技関係の記念日は、上記の他には今のところないようです。数字の形や語呂合わせでいうと8月8日は競輪やオートレースの日になり得ますが今のところその提唱もないようです。

サン写真新聞からみたギャンブルエピソード（1946～1955）

1946年　食糧難の世、パチンコやスマートボールが復活し人気を博した。パチンコなどは軍需物資として供出させられ残っていないはずだったが駄菓子屋などに残っていたり、航空機工場のベアリングもパチンコ業者に払い下げられ、庶民の娯楽用具となった。大人は食べるのにも必死でパチンコどころではなかったが、子供は学校はあってないに等しく、他に遊び道具も乏しいところ、パチンコに群がった。（大人の男はカストリ焼酎やメチル入り酒におぼれ、1946年1月～9月だけで死者292名、失明60名、中毒439名を出した。この年、計1500人以上が失明・死亡していた。）

　　大道の賭け碁・賭け将棋なども盛んで、大阪だけで大道賭け屋が3000人いたというから、戦後しばらくは違法賭博が公然とされていたともいえよう。

また、スマートボール（大きめの玉をゆったりした傾斜の台に当てて穴をねらうもの）には女性が熱中していた。その理由は今では想像できないことだが、当時、結婚適齢期の女性は男の5倍もいて結婚難。まだ集団見合いもなく、スマートボールで遊んで男から声を掛けられるのを待っていたのだという。なお、1946年4月10日の衆院選挙で、80名以上の女性が立候補し、39名が当選した。ほとんどが着物姿で登院したが、スーツやもんぺ姿もあったという。

　　11月12日号は、路上に捨てられた宝くじや三角くじ、クローバくじの中に当たりくじがないかと探す少年4人の写真を報じている。「くじをひろって食う道をみつける少年」とある。

　　ちなみに、この年の流行語は、①あっそう、②500円生活、③愛される共産党、④赤線・青線、⑤ナンジ人民飢えて死ね、⑥公職追放、⑦熊沢天皇　などだった。

1947年　1947年12月24日、東京の日本劇場で白雪姫・七人の小人に人気の笠置シズ子も登壇させて行われた百万円くじの抽選会を報ずる。宝くじは1945年10月29日に始められたときは一等10万円だったが、この年6月の第7回くじでは一等20万円、そして年末には一等100万円（1枚50円）になった。このニュースは、題して「インフレ対策の『宝クジ』も賞金はインフレと追いかけっこ」「チマタを喧騒させた百万円宝クジの‶一時の夢〟」とある。

　　3月21日には千葉県中山で4年ぶりに競馬レースが再開。6月8日には第14回日本ダービーも復活。マツミドリが優勝し、17万円を獲得した。

1948年　前年の中山競馬復活を機に、10月、農林省競馬部の主催する国営競馬として中央競馬が中山で開催された。12月4日には中央競馬の日本初の場外券売場が銀座に開かれ発売された。しかし、客以外の野次馬も多く集まり大混雑、歳末大売り出しの商店らの邪魔となった。2日間で106万円を売り上げた。

　　12月の宝くじは賞金200万円となった。ララ物資で給食や米の配給が2合5匁から2合7匁に増配され、名古屋の青年が5万円で「生命売ります」と宣伝した。世はインフレ真っ只中だった。

　　11月20日、小倉市主催の競輪が始まり、その「第1回公認（競馬式）サイクルレース開催」の広告がある。競輪の立法化も解説されているが、それはともかくこの年4回の開催で4億2千万円を売り上げた。その後、1949年161回で135億円、1950年489回で330億4千万円と売上を大きく伸ばしていった。そのため、当時の民主党や自由党も、競輪は20か所以下という制限を撤廃。大野伴睦は岐阜など6か所を、佐藤栄作は防府、下関など6か所の競輪場を増やし、政界と競輪は癒着を深めていった。

　　この年、「オール10」というパチンコが登場。穴に玉が入ると玉10個が出てくるというもの。

　　流行語には、①斜陽族、②冷たい戦争、③主婦連、④110番、⑤オカマ（男娼）などがあるが、⑥五せるという言葉も。これは、役人を懐柔するために、食わせる、飲ませる、握らせる、抱かせる、威張らせるの5つの「せる」をさせねばならないとの意味。

1949年　1月15日、埼玉県大宮競輪場には6万人の観客、1日で売上59万円余という競馬のそこのけの勢いを報じる。また、前年小倉市に始まった全49か所63回のレースで売上43億1257万円、国に2億90万円、地方自治体に4億3125万円の収益金を生むまでの競輪ブームになっていることや、川崎競輪場での女子選手を紹介する。

　　しかし、不況を尻目に景気の良い競輪の一方で、血道をあげ妻子を泣かせるファンや、ギャンブルにつきものの暗い影もあった。競輪ブームの一番の儲け頭は国と地方自治体で〝テラ銭稼ぎ〟の元凶とさえ言われていた。これに対し、通産省や自治体は、競輪収入で学校や住宅を建てて国民に還元するとのキャンペーンを展開。しかし、ギャンブル収益による国民生活の向上といっても、与えるものを予め搾り取っておくという事実は隠せないと、同紙は指摘している。

　　7月13日、日比谷公園で開かれた宝くじの供養祭について詳しく報じている。前年12月24日の百万円くじ抽選会では、百万円の夢を追う群衆が会場になだれ込むほどで活況を呈したが、「百万円行進曲」の歌に誘われて宝くじを買うもラッキーな人は一握り。庶民の乏しい懐から金を吸い上げた。その手数料をとる日本勧業銀行への怨嗟の声に対し考え出されたものという。「怨恨院夢想消散居士」の墓碑から「空くじ、ウラメシヤ」と現れる亡者に引導を渡すのが三遊亭歌笑僧正という催し。ハズレくじを持っている人を対象に全て空くじなしの抽選というタレ込みで、数千の群衆が殺到し、警察官が繰り出す騒ぎとなった。大正大学の学生アルバイトによる読経、焼香、弔辞などが面白くなされたが、効果のほどはバツグンとは言えなかったと報じている。その日、美女が街頭販売した宝くじの売れ行きはさっぱりだったという。

1950年　日本自転車振興会のまとめによると、騒擾事件は1949年25件、1950年24件という。2月7日川崎競輪場は2万5千人の客、最終コーナーでの失格者発生や着順トラブルでレースの取扱いが遅れ、観客は興奮状態に。一部が暴れだして払戻し場に殺到し、警察官70人が出動したが収まらずに放火まで発生。結局警察官400人を要し2時間以上かかってようやく沈静化したが、残る200人に夜9時半までかけて金を戻して終息した。この騒擾では、売上548万5千円に対し、施設破壊150万円、レース中止による損害5000万円以上だったという。「人の心も不安定、とかく‶暴発〟も起こりがち」という記事の表題どおり、川崎市以外でも暴動は続発した。

　　5月には京王閣競輪場で「東京ミス競輪」が開催された。120名で競われ、優勝者には賞金10万円、カップ、ドレス等が贈られた。既に1950年にしてガールズケイリンが行われていた。

1951年　パチンコに続けとばかり　警察予備隊、　軍隊への歩み「前進する警察予備隊と全国を制圧したパチンコ大流行」を報じる。

　8月、警察予備隊が75000人でスタートして軍隊への歩みを前進させたが、実はパチンコが「軍艦マーチ」にのって全国を制圧占領しつつあった。政治家でも大野伴睦先生は、吉田茂首相に弱体内閣の改造を進言したその足でパチンコ屋へ向かうという。

1952年　不況の風　パチンコ王国を席捲

　　新春の有楽町で「弾球」選手権大会、パチンコ大会が開催された。1等には、賞金3万円とパチンコ機1台、パチンコ玉1千個の副賞も。600人が集い、入場料なし、手持玉20個、制限時間10分の条件でどれだけ玉を打ち出したかで競われ、結果、1等は300個を打ち出した21歳の青年だった。

　　1950年からパチンコは大ブームとなり、1951年7月8月をピークに下降線をたどる。それでも1952年春には都内に4～5千軒のパチンコ店があった。このブームを背景に1951年11月には入場税が3倍に引き上げられ、以来、1台1000円だった儲けが500円を割るようになり、廃業店も。そして、パチンコ玉を売ったり、そのものを景品に換える者も生まれた。

　　その他、2月には東大物理学教室監修による映画「パチンコ必勝法」が完成。パチンコの連発式が登場し、第一次黄金期だった。

1954年　2月、竹こうり入りの競輪売上金930万円の持逃げ事件。預けた竹こうりを運送屋に受け取りに来た群馬県太田市警の巡査部長が現行犯逮捕される。

1955年　連発式禁止で会社を軍隊式にした西陣。

　　パチンコ台メーカーの西陣は最大手だった。1950年にパチンコ機の連発式が禁止され、売上は50～70％減に。そこで会社は軍隊式に切り替え、戦時体制とした。師団司令部や軍務局、戦車隊、特務機関といった部署を定め、戦陣訓をもじって西陣訓を定めた。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　　　　　　江戸時代・博奕打ちの出現

　映画や浪曲には侠客や博徒がよく登場する。文化・文政期から幕末にかけての実在する有名な親分は、大前田の栄五郎、国定の忠治、笹川の繁蔵、飯岡の助五郎、黒駒の勝蔵、清水の次郎長がいる。国定忠治や飯岡助五郎は農家、清水次郎長は米屋だった。

　封建社会の下での農民の貧窮化とその一方での裏作生産物の商品経済の発展で、貨幣が大きな力を持つようになった。現金を得ようとする動きが生まれ、現金の集まるところに博徒が生まれたのだった。

　博徒は賭場を開帳して現金を落とさせるが、一方で役人と結託して荷役や興行などの利権も収める。その一部は、現代の暴力団同様のグループとなったのだった。

賭博用語由来の言葉

「買って出る」　・・・頼まれもしないのに身分から争いに頭を突っ込むことなどにいう。実際にお金も出さないのに「買う」というのは、花札賭博を４人以上でやるとき、一人が場を降りなければならないところ、どうしても続けたい者が賭けをする権利を得るために、降りる人に金を払ったことに由来する。

「思うつぼ」　・・・狙い通り、予想した結果などにいう。このつぼはサイコロを入れる「壺」のことで、壺の中のサイコロの目が思い通りに出たときを「思うつぼになった」ということに由来する。

ケーススタディ　ギャンブルと生活保護～誰が、何が悪いのか？

　生活保護を受けている人がギャンブル等に凝っていると「何故こんなヤツに我々の税金が使われるのか」と非難の声が上がる。その給付を打ち切れと言う人が多い。実際には、パチンコ等に保護費を使っている者は少ない。しかし、ゼロではなくその使用がバレもせず続けられていたり、バレてもすぐに「打ち切り」とはならない現状がある。それに、年金だけの生活者の不満も出る。ギャンブルをしていればその分をカットできるのか等、問題は難しい。以下、あえて問題となり得る設例を考えてみた。

①　70歳になり、年金もほとんどない熊本さんは生活保護費8万円を貰ってすぐパチンコに行き、4万円負けてしまった。翌日も朝から並んでパチンコに。ケースワーカーの注意も全く聞かない。

②　80歳になる猿木さんは年金も少なく、生活保護費を月10万円を受けている（アパート家賃4万円を含む）。医療費は別途全額支給される。医師は、SOGS基準でギャンブル依存の疑いがあると診断。今月もサテライト（場外車券売場）で3万円分の車券を購入したところ、うち1枚が大穴で20万円を当てた。猿木さんは大喜びで、現在手元には17万円ある。

③　65歳の牛山さんは無職、うつ病で通院中。年金手当てがあるため、月6万円の生活保護を受けている（県営住宅家賃1.5万円を含む）。宝くじを買って50万円を当てたが、内緒にして20万円の中古バイクを購入した。10万円は他に使い、20万円をタンス預金にしている。

④　75歳と73歳の辰巳さん夫妻は無職で、年金は2人合わせて月4万円、生活保護費を月10万円受けている。アパート代は月5万円。夫妻はtotoくじに毎月2万円を投じているが、先月100万円が当たった。これを内緒にして、1日4万円費消し、今は60万円残っている。

⑤　48歳の馬木さんは覚せい剤使用で前科5犯。服役後、仮釈放で保護観察所へ、1年間サポートセンターでの就労を経て刑終了となった。しかし、身体を壊して生活保護を受けるようになったのだが、保護費を使って再び覚せい剤に手を出していた。使用が発覚し、逮捕勾留された。

　以上のケースを考えてみる。

①　熊本さんは、パチンコに毎日通って保護費のほとんどを費消するなら、それは生活保護の目的に合わない費消である。指導に従わないことで、給付停止もあり得る。（その証明問題もあるが、それは立証できるとした場合。）

②　猿木さんはギャンブル依存の病気の疑いがあるが、それは保護費でギャンブルを継続する理由にはならない。余欲のある17万円が手元にあるなら、保護費を一旦停止して、その金は本来の生活費に充当するということになりえる。

③　牛山さんは、20万円相当のバイクは処分し、手元の20万円と合わせて生活費に充てるよう指導され、4か月近く保護費を停止されよう。

④　辰巳さん夫妻は、半年以上は支給停止を免れないだろう。

⑤　反省のない馬木さんは、逮捕勾留されれば生活保護費はストップされる。実刑必至であり、服役終了後にまた生活保護費を申請するとしても、改めて要件審査がされよう。

　以上①～⑤のケースのいずれを見ても、生活保護の必要性からしてクレームがつけらえる事案ではある。「税金」でギャンブルを行うことへの非難もされようが、庶民を広く勧誘し、生活保護受給者からも収奪しているギャンブル事業と、これを公認している政府や自治体こそ反省すべきではないだろうか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Y）

賭博古川柳で考える江戸時代

　寛政の時代、第5代川柳宗匠が賭博の句を禁句にしたため、露骨な句はあまりないといいます。

松の内　七つの星を　よくおぼえ　（七つ星とは2つの采の合計の役のこと、1･6、2･5、3･4など）

松の内　皆いかさまに　ひっかかり　（正月気分でいると縁日のイカサマ師にひっかかる。詐欺と賭け事の区別は難しいものです。）

勝ったとき　仕まうとこだと　ぐちをいい　　（負けてから勝ってやめればよかったと愚痴がでる。この負け惜しみの強情は今度こそ勝てるというギャンブル依存の始まりです。パチンコ必勝法をいう本は「勝ち逃げ」を勧めますが、そんなパチプロになれれば苦労はありません。）

ぼん胡座へ　桜ちりしく　御殿山　　（野夫が盆胡座賭博をしているところに桜吹雪。こんな賭博をしていれば今でもすぐに逮捕されるでしょう。それにしても桜の散る様はヤクザと賭博にぴったりです。そういえば桜花賞という馬の大レースもあります。）

こりゃあ馬　こりゃあ桐だと　呆れた子　　（カルタを覚えた子の言葉。馬はウンスンカルタ馬、桐は花札の12月のこと。ついでに1月松と鶴、2月梅と鶯、3月桜と幕、4月藤とホトトギス、5月菖蒲と八橋、6月牡丹と蝶、7月萩と猪、8月ススキと月、9月菊と盃、10月紅葉と鹿、11月柳と燕、12月桐と鳳凰まで知っておけば今後役立つ？）

かん病に　つぼ皿出し　しかられる　　（これでは親孝行どころか親不幸者でしょう。）

つぼ皿を　持って碁ばんを　わきにのけ　　（碁にも賭けがありますが、壺皿バクチが結果は早い。勝ち負けの結果だけがギャンブラーの関心事です。）

船ちんを　ましてやるはと　壺をふせ　　（船の中の‶高級バクチ〟　入場料も寺銭。船の中でのバクチ（サイコロ）は検挙されにくい。壺とサイコロの博奕の場所提供のためか、船賃を増すというのだろうか。賭博開帳者なら当然の費用（寺銭）か。）

ばくちでも　ない屋根船が　気にかかり　　（船でのバクチをしていると、そうでなくともその種の船を見るとやりたくなって気になるというものか。）

さございは　長屋でいつも　かせぐやつ　　（さございとは江戸の「辻宝引」のことで、「さァござい」と叫んで子供を集めた呼び声に由来する。初めは子供向けに50～60本の縄から物の当たりを引かせたが、やがて金を配る賭博に変わった。今のパチンコと同様。）

へんな目が　出るといひいひ　帯を解き

はだか身へ　守りをかけて　うっている

やすい賭場　百度まいりを　一人つけ

　　　　　　（この3句は「百貫の裸をはった男」のもの。着衣まで賭ける賭客の実態をいう。）

いつわりの　ある夜なりけり　唐の芋

唐の芋　つぼ一式で　はやるなり

取られまい　ものか向こうは　鷲の神

この餓鬼め　土産どこかと　酉の市

　　（浅草の鷲神社の酉の市には参詣の道に多くの丁半賭博が開かれ、それらは詐欺賭博だったという。唐の芋は今ではサツマイモだが、サトイモも言われたようでよくわからない。要するに、ニセ采や不正で「カラ」、「イモ」は野暮なことか。）

続いて、富くじについての古川柳を紹介します。富くじは、富、突富、富突、鎌徳、見徳、絞富、影富、天狗頼母子、福引、富札、寶引などといわれました。歴史記録では箕面の瀧安寺のものが最初とされます。

谷中まで　行くを湯島で　突きとめる　 （谷中感応寺の富の途中に湯島天神がありました。）

感応寺　つきべりが先づ　二割たち　　（上野谷中感応寺とみくじは2割が減っているというのか？）

慰みに　一枚買った　やつが取り　　　（当たらぬまでもと買ったら当たったという訳）

むりなこと　富のとれぬに　腹を立て　　（当たらない富くじに腹を立てる方がバカなのでしょう。）

首くくり　富の札など　持っている　　　 （富に当たらなかったと自殺するのは昔から）

富の場へ　財布を落とし　笑われる　　 （幸運狙いが仇となった。）

一の富　どこかの者が　取りは取り　　　（富の場で当たりを拾う杓子を落とした…）

ああ欲しい　なあ百両に　人だかり　　　（百両めざし人だかりする富くじ、今は億円。）

国家老　成金めらを　睨み付　　　　 （地方の国家老は財政難でうらめしい。）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　　　　　　富くじの歴史

　江戸時代、全国で富札が盛んに行われた。寺社の勧進のために開かれたもので、寛永年間（1620年代）から江戸の谷中感応寺、湯島天神、目黒滝泉寺の三富などが有名だが、実は鎌倉時代に箕面瀧安寺で始まったともいわれる。宝くじ協会は瀧安寺説をとるようだ（協会ＨＰ）。

　世界的にみると、イタリアローマ時代だとか近代的宝くじは1440年代オランダが最初とされるが、1530年イタリア・フィレンツェで賞金を懸けたのが始まりという。もとより、日本も外国も政府の許可を得ていない「影富」もあった。

　明治以降、富くじは禁止されたが、軍事費捻出ために日本勧業銀行など特殊銀行が開設された。勧銀は「勧業債券」という富くじ類似のものを発行した。さらに、日露戦争時から貯蓄と戦費のためと明示して「貯蓄債権」を発行する。日中戦争時には1等が額面の200倍、昭和15年には1等が額面の1000倍という「報国債権」まで生まれる。これが昭和20年の「勝札」という宝くじになっていく。勧銀の「報国債権」「宝くじ」は、勧銀の台湾支店にいた片岡一久が台湾総督府発行の「台湾彩票」に出会って、昭和18年にマレー半島の軍政部で「興南彩券」を発行し成功したのが始まりという。日本本土では「不浄な金で聖戦を続けられるか」という理由で控えられていたが、片岡が昭和18年12月に帰国して富くじ発行を主張し、大蔵省もこれに同調した。片岡は宝くじという名は使わず、戦争に勝つための「勝札」（1枚10円、1等10万円）として昭和20年7月に発売された。

　この発行の根拠は「臨時資金調整法」という国民の浮動購買力（タンス預金）吸収を目的とした法律だった。昭和23年の現宝くじ根拠法の「当せん金付証票法」が成立するまでに許可されたものは、戦後「宝くじ」の名で発売されていた。目的は戦費とはいえず、戦災復興費と言い換えられた。

　なお、平成13年度からのスポーツ振興くじ（toto）も、宝くじの一種である。日本の宝くじは、開封くじ（ジャンボなど）、被封くじ（スクラッチ）、数字選択くじ（ナンバーズ、ロト）の3種と、スポーツ振興くじとして本来のtotoからミニtotoやtotoゴールなど、そして予想も機械任せのＢＩＧが今ではジャンボ億円くじに並んで主流となっている。

あなたの「ギャンブルオンブズ度」

当会会報も今回で４７号となりました。これまで会報では多くの方から、多くの視点で多くの事実について報告や主張、コラムが寄せられました。ギャンブルについては詳しくなかった方も多くの知識を得られたことと思います。しかし、まだまだよく判らないことが多いのも事実です。

ヤミ賭博（犯罪）は公表されず、巧みに隠された世界です。また、「脱法ギャンブル」であるパチンコは、その規則の運用と変更、そしてメーカー、ホールの機械導入やいわゆる釘、台、シマの制御、取締当局の不透明さや癒着などから、よく判らない（説明されない）ことが多すぎます。もとより公営４競技や宝くじ・totoの２くじ（合わせて６Ｋ）もその利権だけに限らず、その経営方針そのものにも「公」の字にふさわしくない点があります。

　今回は特別に「落とし穴」のあるいじわるクイズを出題します。正しい答えはどれでしょうか？

Ｑ１．日本にはないがアメリカにはあるドッグレースを日本で主催した者は、いわゆる「ノミ行為」で、競馬法、競輪法、モーターボート競走法等のいずれの違反に該当するでしょうか？

　　①何の罪責も問われない　　②馬に替えたノミ行為とみなし、競馬法違反（懲役5年以下又は500万円以下の罰金）　　③賭博開帳罪（刑法186条）

Ｑ２．イタリアの公認トトカルチョを日本で取次発売した場合、処罰されるでしょうか？

　　①何の罪責も問われない　　②日本のスポーツ振興法とtotoの妨害として同法違反（懲役5年以下又は500万円以下の罰金）　　③富くじ発売又は取次罪（187条　懲役2年以下）

Ｑ３．18歳未成年が宝くじ100枚とtotoBIGを100口購入したところ、各100万円が当たりました。(1)発売者側が年齢を知っていた場合、(2)発売者側は成年と思っていた場合、(3)親がその購入を知っていた場合（承認していた場合）、(4)親が知らなかった場合とすると、次のうち正しいのはどれでしょうか。

　　①　(1)の場合、宝くじは未成年への販売禁止規定はなく、発売側は取消できないので、親が追認すれば受領できる。BIGは19歳未満禁止とされているので無効な販売となるが、発売側に対して損害賠償請求することができる。

　　②　(2)の場合、いずれも当せん金を受け取れるが、親権者の同意が求められる。

　　③　(3)の場合、宝くじの100万円は受け取れるが、BIGは19歳未満は購入要件なく、支払われない。損害賠償請求することもできない。

　　④　(4)の場合、親が知らなかったとして、親は購入を取り消して代金を取り戻せるが、小遣い3万円（100枚分代金相当）を与えていた場合は処分権を与えていたとみなされる可能性がある。もし30万円でくじ1000枚を購入していたなら取消可能。

　　⑤　(4)の場合、当せん結果発表後にくじが当たっていれば追認し、当たっていなければ認めないという恣意が発生しうる。30万円分のくじ購入の取消が子の不法行為とされると、発売側は相当金の損害金を求められ得る場合もある。

Ｑ４．パチンコ・スロットでは、現金・有価証券と貸玉・メダルとの交換は禁じられています（風適法23条）。では、次のうち交換を禁じられていないのはどれでしょう？

　　①金地金　　②商品券・割引券　　③宝石　　④切手　　⑤古銭　　⑥外国の貨幣　　⑦映画や演劇のチケット　　⑧交通切符・割引券　　⑨株券　　⑩国債　　⑪宝くじ　　⑫図書カード

Ｑ５．消費税法では社会のほとんどの経済取引を課税対象としています。では現在、消費税を課されていないのは次のうちどれでしょう。

　　①競馬場への入場料　　②購入馬券　　③当たり券による払戻し　　④パチンコの貸玉　　⑤貸玉による商品交換　　⑥景品交換所での換金　　⑦宝くじ券の購入　　⑧宝くじ当せん金　　⑨totoの購入

Ｑ６．ボートレースで100口に各200円ずつ賭けたところ、そのうち2口が大穴となり、各100万円で合計200万円の払戻しとなりました。当せん金は一時所得の課税対象となりますが、その正しい計算は次のうちどれでしょう。

　　①（200万－200×100）×1／2　＝　490,000円

　　②（200万－200×2－50万）×1／2　＝　749,800円

　　③（100万－200－50万）×1／2×2　＝　499,800円

　　④（200万－200×100－50万）×1／2　＝　740,000円

Ｑ７．次のうち、賭博罪又は富くじ発売に該当するのはどれでしょう。

　　①ある選挙の候補者ＡとＢのそれぞれの妻が、選挙の当落をめぐって各自の夫が当選するとして、負けた方は他方に１万円相当の食事をおごるとして賭けた。

　　②お祭りの有料観覧席（1000円）先着100名に、お祭りの主催者が作成したくじを1枚ずつ配布。そのくじは全100枚のうち1等1万円1枚、2等5000円5枚、3等1000円10枚の当たりを提供。

　　③ゴルフで負けたら夕食をおごる約束だったが、ゲームが長引いて食事の時間が取れなくなった。そのため金で処理して解散することになり、負けた方が勝った者に1万円を支払った。

　　④ヤミカジノ店Ａは、ルーレットやバカラまで全てが完全な裏工作を施しており、胴が巧みに勝つように細工された詐欺賭博を行っている。そのことをもちろん知らなかった客は10万円負けた。店Ａ及び客について、それぞれどう考えるか。

【こたえ】　微妙な問題もあり、異論もあるでしょうが、一応答えを示します。

　Ｑ１－③、Ｑ２－③、Ｑ３－①③④、Ｑ４－①③④⑤⑦⑧、Ｑ５－②③⑤⑥⑦⑧⑨、

Ｑ６－③、Ｑ７－①②③④（④は店Ａも客も。さらに店Ａは詐欺罪も）

コラム　　　　　　　　　　　ギャンブルと犯罪類型

　ギャンブルと犯罪の関係を考えると、7つの実態パターンがある（ここでは、本来は賭博と富くじのギャンブルが刑法上の犯罪であるという関係は除く）。

　第1は、犯罪で得た金をギャンブルにつぎ込むもの。ギャンブル好きが高じて、人の金を盗み、騙し、横領したうえで、パチンコや競馬、競輪、競艇、オートレース、そして闇カジノで使い果たす。この事例は枚挙に暇がない。

　第2は、ギャンブルの依存から、傷害や殺人、放火、保護責任者遺棄などの犯罪を犯すというもの。第1の実態とは裏表の関係といえる。

　第3は、ギャンブル収入に伴う脱税という犯罪。これは税務当局が捕捉していないだけで、その実数は大きい。例えば、公営競技の大穴などでは必ず脱税がある。

　第4は、ギャンブルに伴うマネーローンダリング（資金洗浄）の犯罪。カジノなどではマネーローンダリング必至である。

　第5は、ギャンブル利権やこれに伴う汚職。その点、公営競技関係者の犯罪もある。パチンコをめぐる汚職もある。

　第6は、競馬法や競輪法等の違反犯罪である「ノミ行為」。公認ギャンブルを維持するため禁止されている。実は、ギャンブルを最も組織的に行い、不法な資金源とする暴力団・マフィアなどの暴力団取締法関連の犯罪である。

　第7は、ギャンブルに伴う資金を直接・間接に集め、その資金によって政治を買収する犯罪（贈収賄）。ギャンブル産業はその利権から、与党を買収する献金を常態としている。これにより贈収賄、あっせん利得、そして政治資金規正法上の犯罪がある。

「先祖株組合」で博奕依存をなくす

　高橋敏国立歴史民俗博物館名誉教授は、2014年11月26日付奈良新聞に「カジノ合法化に警鐘」という寄稿をされている。

氏によると、江戸時代末の19世紀半ば、現在の千葉県東部の下総で博奕が流行した。家産を蕩尽し、一家離散が続出、村々が未曽有の危機に直面したという。これは当時、醤油と干鰯の増産で好況に沸いた村人らが現金収入を得たが、亭主の博奕放蕩でその財も消え、果ては借金地獄に落ちて、中には家や田畑をとられて村を去る者も少なくなかった。まさに浪曲の「天保水滸伝」の世界と同じで、九十九里浜の「助五郎」と醤油景気の下の「繁蔵」が激闘する博徒の時代だった。役人も博徒と癒着して取り締まらず、数多くの賭場が常設された。小金を持った村人が吸い寄せられ、子供までもが博奕に染まっていたという。

　長部村（現在の旭市）では、40軒あった集落が24軒となり、残りも皆出稼ぎに行かねばならない窮地になった。遠藤良左衛門は御上を頼りにできないと、農民指導者の大原幽学に手助けを懇願した。天保9（1838）年、幽学は、持てる者は金を出し、持たざる者は努力を提供する「先祖株組合」を結成させ、田畑の買戻し、農地交換、農作業協同化によって村を復興させた。これは世界に誇る史上初の協同組合だったという。幽学は村人に、博奕におぼれた過去と断絶し、村共同体に奉仕するため、博奕の禁止を筆頭とする十箇条の厳守を誓約させ、子供若者を育成する学校を開いた。いわば、博奕による村の崩壊から、社会主義的な「協同組合」による再生である。

　氏は、この実話を例に昨今の自治体のカジノ誘致を批判する。江戸時代、幕府が博奕のカスリに頼るなど考えもつかない。博奕に苦しんだ末に大原幽学の村復興にかけた村々の願いを思い起こせと警鐘するのだ。

　江戸時代後期、二毛作も発展し、その分豊かになった村民・町民が、その金を博徒の開く賭博に吸い取られた。博徒＝ヤクザは、現在でいえば暴力団やマフィア、暗黒街を仕切る者である。現代は、経済がダブついたり浮動化するマネー社会で、株や投信をはじめ金融証券取引がカジノ化・ギャンブル化している。全世代にわたり、人とその金・富が様々な‶賭け〟の対象となっている。このように経済のギャンブル化の下で、金儲けのための本格カジノのどこが悪いと居直る連中が生まれる。それに化粧を施したものがＩＲカジノである。

　ギャンブル依存症の人や家族のメンタル面、治癒回復の面では医師診療と本人の参加するＧＡ（ギャンブルアノニマス）、家族の会、ＮＰＯが紹介されているが、被害者と家族、医師、さらに広くサポーターを加えた組織作りが必要だということを「先祖株組合」は教えているのである。

トランプのスペード・クラブ・ダイヤ・ハート

　トランプのスペードは葉でなく剣を表し、王侯を象徴している。クラブはこん棒で農業、ダイヤは貨幣で商業、ハートは心臓でなく聖杯で聖職者を象徴している。赤い色は赤ワインの色である。

　なお、トランプは英語で切り札をいうが、現在のトランプカードは52枚のカードにジョーカーを加えて1887年に発売されたものが始まりという。

宝くじの歌

　宝くじを短歌にされる人は少ない。新聞で見た歌を紹介します。

宝くじ売場に並ぶ人千人　地味なコートで夢を見ている　　　東京都　上田結香さん（2015.12.21）

　庶民を夢で釣った「超課税金」といわれる宝くじ。年末ジャンボ10億円に並ぶ人でしょう。2000万本に1本の6億円と前後賞各1本です。60億円をかけて1ユニット2000万枚丸々買えば10億円も確実ですが、60億円のうち55％の33億円は天引き（手数料）です。2000万本のうち、1等、前後賞各1本、2等が20本、3等100万円が200本、以降6等300円が200万本まで合計当たりくじ数は222万2199本です。残りの1777万7801本は空くじです。本当に空くじが多いので、300円でも当せん経験を得ようとすれば、連続番号10枚3000円分を買えば当たります。

　こんな解説を書くと編者は夢のない人といわれそうです。そうです、編者ならこんな歌になります。

宝くじ売場に並ぶ人千人　　当たらぬ夢とてすがる貧しさ

もう少し夢をもちたし宝くじの　当選番号いまだ開かず　　　　福岡　住野澄子さん（2016.2.1）

　宝くじは当選番号を知らないうちが花、開いてみると99.9％以上、夢を失います。実際に当たらなくても、交通事故に当たらなくて良かったと自ら慰めるしかありません。

では少し皮肉を含めて狂歌を。

もう少し夢をもちたし宝くじ　努力なき欲　開いては毒

毒もて薬になるとくじを売る　夢だと言えば詐欺にはならじ

　三笠附とは、江戸時代の代表的博奕の采博奕（サイコロ博奕）と並んで広く行われていた博奕で、今日のナンバーくじにつながるものと思われます。

　俳諧が流行した日本ならではといえますが、17世紀の江戸では前句附が行われました。これは宗匠が下の一句を出し、上の句をつけさせて評価し、金品を賞として与えるもの。例えば「やすいことかな　やすいことかな」の下の句に対し、「一文で　思ひのままに　辛らがらせ」とつけるものです。賞を求めて応募させたのです。

　しかし、下の句に上の句をつけるのは難しいので、やがて宗匠より上の句の初めの5字を出し、次の7字5字を付けるようになりました。これを冠附、三笠附と呼びました。例えば「となりから」の題に「酔ふ紅顔の　垣根ごし」というように付けるのです。元禄15（1702）年「江戸町触」で、看板で人集めして物品を賭けさせる博奕に似たことをさせているとして冠附は禁じられました。

　ところが、下の句を考えるのも面倒だということになって、18世紀に入る頃から次第に、出題者が冠の5字を3つと下の句21種を出してどの組合せが秀句かを当てる、すなわち3つの冠に下の秀句を3つ当てた者が勝ちとなるように変わっていきました。この応募は10文で、三句とも当てた者は1両の賞金を得られたそうです。もちろん、この前句附や三笠附も江戸町触で禁止されました。

　しかし、享保時代（1716～1735）になると今度は、数字の文字を封じて入れ、賭け手はその数字を考えて札を入れ、当たっていれば勝ちとなる形になりました。まず胴元が1～21のうち3つの数字を書いて封印する、賭け手は1～21の数字が書かれた所定用紙に3つの数字を予想して点を付け、10文を添えて「句拾い」（点者金元・胴元）に雇われて用紙を売り歩く者）に渡す。判定まで封印され、点者（「句の採点者」が由来）と「こう判付」と呼ばれる者が改めて見て当否を判断し、3つとも当たっていれば1両、2つ当たれば100文が賞金として出たのです。こうなるともはや三笠附ではなく単なる博奕ですが、それでも三笠附と呼ばれ続けました。また、中には5つの数字を封じるものもあり、これは「五車（ごぐる）」と言われ、1つ50文で賭けて、5つ当てると10両の賞金でした。

このように三笠附とは附＝賭けであり、18世紀に今日のナンバーくじが生まれていたのです。もちろん、これらの賭けは全て博奕として厳禁され、その方法も強化されていきました。死刑（獄門）、遠島、敲、手鎖り、過料が実行者に、そしてその家主や地主、町内までが過料に処せられました。

　なお、博奕については自首すれば罰が軽減免除されていました。大賀越前といった町奉行や火付盗賊改は博奕も取り締まったのです。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Y）

マカオからみたカジノ日本導入と負の影響

　長崎県立大学東アジア研究所2009年発行の「東アジア評論」に、野口一良氏（マカオ大学社会人文学院日本研究センター所長）による「澳門（マカオ）におけるカジノ産業の影響と特殊性」という海外短信がある。

マカオには2005年からサンズ、ベネチアン、ウィン、ギャラクシー、メルコ、ＭＧＭなどのカジノが進出し、マカオは急成長した。このマカオカジノは、一般人のカジノとVIPカジノからなり、VIPからの収入が全体収入の4～6割を占める。だが、成金の中国人やVIPカジノは厳しく、日本でバカラ等カジノをつくっても収益は得られないだろう。また、急速なカジノ産業発展により、外地労働者が急増、不動産バブルが発生、一般企業とカジノ産業の賃料格差で一般企業の人員不足、特に中小企業がダメージを受けたという。

日本のマカオ訪問団はマカオの繁栄の表面を見るだけだが、負の影響を学ぶべきとしている。

清少納言と丁反

　清原元輔の末娘として康保3（966）年に生まれ、才媛であった清少納言。16歳のころ、橘則光と結婚、17歳で則長を生むが、則光は他の一族の娘と結婚。26歳のころ、55歳の藤原棟世と再婚。翌年、小馬命婦を生み、28歳のころ、60歳近い老夫の下を離れて、中宮定子（18歳）の女房として出仕。定子は関白藤原道隆の子で、一条天皇の子を2人生み、皇后となるが24歳で死去する。枕草子は定子に仕えていた時の作品で、西暦996年頃から10年余の間の作品と考えられている。

　さて、前置きはこれくらいにして。

　28段「心ゆくもの」（満ち足りた、快感をあじわうもの）に、「丁反（ちょうはみ）に丁多くうち出でたる」との一例が示されている。丁反とは、掌に鉤（コマ）を握り隠して、その有無を言い当てる遊びのこと。丁は当たりの意味。特に手中の鉤を当てた丁の多いことが快感だというのである。

　枕草子の「丁反」は、江戸時代の丁半賭博と異なり、金を賭けるものではない。遊び、ゲームとして的中することが「心ゆくもの」なのである。

　清少納言の脳内にも快感のホルモン・ドーパミンが出ていたと考えると身近な存在に思える。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

書籍紹介　『賭博／偶然の哲学』　檜垣立哉　（河出書房新社　1500円＋税）

　　本著は「道徳の系譜シリーズ」とあり、1964年生まれの大阪大学大学院人間科学研究科准教授の著作である。競馬という賭博を自ら行いつつ、その経験論や純粋記号論から語る。そして、偶然性に関する論理と倫理を探るという。

第1章で競馬の分析（おそらくは著者も好きなのだろう）、第2章で九鬼周造『偶然性の問題』での偶然論を語り、第3章でリスクと社会、終章「賭博者たち」では競馬について府中競馬場や場外券売場の梅田ウインズ、パリのロンシャンを論じている。自らが博徒たることで、賭博の世界を実感しつつ論じている。

本の帯封に「『世界』は博徒たちの驚きにある」と引用しているように、賭博の本質は、その瞬間を引き受ける自分自身にあり、賭博する自己自身が「世界」であるという。まとめはドフトエフスキーの『賭博』から始めているように、賭博をする心理とリスク下で生きることを否定ではなく受容するのが、著者の哲学と思われる。

賭博は確かに無責任なもので、ウインズにたむろしている賭博者たちの光景は無責任な者の醜悪さの事例ではないかと言いつつ、無責任であることの意思というものの価値構造があるという。そして、自然の存在者である自分が現在を生きることそのものに関わる無責任ではないか、それが賭博で際立たされているという。

著者はそのような認識にとどまらず、賭博が怠惰で無責任に描かれようと「諦め」の情動である。人は勝つことが至上の価値の社会に辟易している。賭博者はリベラル、公平無私を求めていない。日常の澱みの中で人は現在を生きてはいない。「賭けることは、現在を生きることである」とまで提示しているが、これだけを言うために大論陣を張る。

著者にはこう問うしかない。「要するに貴方は競馬がお好きなんでしょう？　賭博が社会的弱者の『諦め』にある世界なんて言うのは自由ですが、賭博者が自己責任の範囲にあるというのに、自己責任の範囲で止められなくしている賭博開帳者側の哲学を語らないのは何故ですか？」と。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブル依存嘆歌

１．今日も朝からパチンコに　　新台選びに並んだが

　　思うようには玉は出ず　　　昼には懐　からっ欠

　　昼飯代も使ったら　　　スーパー見本で腹なだめ

　　家に帰ってふて寝する　　明日に年金　入ったら

　　何か食べれる　今日は水

２．今日も朝からケイリンに　　スポーツ紙みて予想する

　　十に一つも当たらない　　当たった本命　低配当

　　三年前に先輩に　　連れられ行って大当たり

　　その快感が忘られず　　年金保護費つぎ込んだ

　　残った金は　電車賃

３．担保なしでも金貸すと　　３０日間無利息で

　　ボートピアなら運向くか　　場外券を買ったけど

　　思うようにはいかぬ賭け　　デキレースかと思っても

　　文句も言えず負け続け　　半日もたず使い果て

　　借金だけが残ったわ

４．ならば別口ローンでと　　保険証見せて５万円

　　嘘も方便　金貸しに　　月々給与で返します

　　正直言うヤツ誰もない　　わかっているのか貸してくれ

　　今度は１０枚宝くじ　　BIGも１０口買った上

中央・地方の馬券買う

５．家族に言えぬ借金で　　生計立たずその上に

　　妻子の金もだまし取り　　ウソを重ねる日々となる

　　パチンコきっと勝ってやる　　そしたら必ず返せると

　　騒音の中ひたすらに　　無我の境地と言い訳し

　　最後の一玉　夢を追う

６．母が孫への学資だと　　預けておいた定期まで

　　使い込んでも隠すウソ　　バレてもウソの使い道

　　事故を起こした示談金　　会社の金を使いこみ

　　穴を埋めなきゃクビになる　　どこまで続く噓話

　　つじつま合わず　みんなバレ

７．思えばギャンブル３０年　　忘れられない快感に

　　いつか勝つ筈勝てる筈　　勝ってる人も現にいる

　　当たり喜ぶ広告は　　われにも必ず当てはまる

　　願いがいつか確信に　　止めよう思うは一時だけ

　　何千万円失いし

８．医者に行くのは自らが　病気を認めることになる

　　遊びすぎてもこれくらい　　依存症とは思わない

　　それでも母に泣きつかれ　　ギャノマン試しに行ってみた

　　話を聞けばオレに似て　　家族に迷惑かけたヤツ

　　いつか自分の姿みる

９．ギャノマン通い２年過ぎ　　ギャンブル症の怖さ知る

　　人にエラそう言えないが　　なんで自分がそうなった

　　自分は何から逃げていた　　人生目標なくしてた

　　あまりに誘惑多いけど　　惑わす奴よりこの自分

　　惑う方こそ悪かった

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2016.7.11～8.31）

2016.7.11　　ﾏｶｵ新　　カジノ無料送迎シャトルバス路線の統廃合進む　70超から59に

　　7.13　　遊技通信　　パチンコチェーン三井企画（新潟）がベトナム初のパチンコ店オープン

　　7.15　　ﾏｶｵ新　　マカオカジノ、無許可喫煙所を複数設置　苦情受け当局が取締実施

　　　　　　週刊金曜日　　戦争国家の次はギャンブル国家か？カジノ解禁目指す安倍政権

　　7.16　　毎日　　消防士、パチンコ店で現金盗み、福島市停職3か月

　　7.19　　産経　　中国「サッカー強化策」でｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ依存症患者が急増！？違法賭博236人拘束

　　7.21　　産経ﾋﾞｽﾞ　　カジノの都　狙うマニラ　日系が新リゾート、マカオと中国客争奪戦へ

　　7.28　　ﾗｲﾌﾞﾄﾞｱ　　カジノで全財産失った男性が焼身自殺（南ア）

　　7.22　　週刊金曜日　　‶ギャンブル汚染〟の現実（前編）依存症者の証言とカジノ化する日本

　　7.29　　週刊金曜日　　‶ギャンブル汚染〟の現実（後編）どうやって依存症から回復するのか

　　7.31　　ﾏｶｵ新　　マカオのカジノディーラーｰがモンスターカスタマー対策訴え＝暴力に罵詈雑言　負けた客の憂さ晴らしの対象に

　　8.1　　＜当会　会報第４５号発行＞

　　8.3　　産経　　橋下氏掲げた大阪カジノ構想　慎重派の関西経済２団体も海外視察同行へ

　　8.6　　苫民　　苫小牧商議所、ＩＲ推進協立ち上げへ　勉強会や陳情活動など展開

　　8.8　　カジノ問題を考える大阪ネットワーク、吉村大阪市長カジノ視察に抗議文提出

　　8.9　　ＮＨＫ　　小池都知事、カジノ含む複合型観光施設誘致に前向き

Asiax　　シンガポール、サンズ系カジノで盗み・詐欺、タイ人13人に禁錮刑

　　8.17　　赤旗　　カジノ要求自治体続々、秋の臨時国会でカジノ法案成立目指す

　　　　　　日経　　サイパンやカンボジアの振興カジノ台頭、マカオから中国富裕層奪う

　　8.20　　苫民　　統合型リゾート推進協発足　ＩＲ誘致へ苫小牧版構想策定―苫小牧商議所

　　8.26　　＜当会　会報第４６号発行＞

　　　　　　産経　　ＩＲ視察「ギャンブル依存症対策に注目」吉村大阪市長会見詳報

　　8.27　　ﾋﾞｼﾞＪ　　新国立建築費１千億円膨張で再び計画白紙の懸念…破綻した収益化計画

　　8.29　　赤旗　　カジノ推進派の動き再び　苫小牧市商工会議所主導で誘致団体立ち上げ

西日本　　宗像に新たな子ども食堂　パチンコ「玉屋」社員が運営（福岡県）

　　　　　　山陽　　吉備中央町職員逮捕、パチンコ店で置忘れの財布を着服

　　　　　　ﾏｶｵ新　　開幕間近の新カジノＩＲ「パリジャンマカオ」で消防訓練実施

　　8.31　　朝日　　カジノ視察　大阪市長の賭け　経済団体幹部らとシンガポールへ

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**事務局だより**

○　9月24～25日、全国市民オンブズマン香川大会が開催されました。第2日目に行われた説明責任分科会は、行政計画事業についてその説明責任を問うものでした。公共信託理論では行政行為や結果にはその計画から実行、点検、実施までの情報公開だけでなく、その合理性と有益性、そして３Ｅに至る説明責任が問われます。

公益ギャンブルの収益事業は、事業そのものに正当性はなく、むしろマイナスの公共性さえあるのですが、収益でよりよい公共事業を行うという‶正当化〟がなされているのです。しかし、そのマイナスの公共性ばかりが際立ち、プラスの収益が得られないのが現在の公営競技（４Ｋ）です。

分科会では、現在の計画行政が説明責任を果たしていないこと、リニア新幹線9兆円事業の経済性や環境被害について説明のないことも報告されました。赤字の公営ギャンブルには事業自体に積極的公益性がなく、全く存続意義はないのです。

○　9月に事務局に入ってきたニュースによると、現在のギャンブル依存症の救済と発生の予防への具体的提言や要求が質的にも高まり、世論としても高まっているとのことです。次号からこの点を具体的に紹介します。且つ、当会としても対策を提案し要求していきたいと考えています。

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会